

民訴費用法		規則	費用の項目	額		
2条	その他					
1号			第3条の規定による手数料（申立ての手数料）	その額（別表第1）		
2号	11条1項1号		第11条第1項の費用（手数料以外の裁判所に納める費用）	その額		
	18条 19条		証人，鑑定人又は通訳人，参考人等に対する給付			
	21条		旅費	鉄道賃	旅客運賃，特別急行料金等，特別車両料金，特別船室料金，座席指定料金	
		6条		船賃	1kmにつき37円以内で裁判所が定める額	
				航空賃	現に支払った旅客運賃	
	22条	7条	日当	証人，参考人等	1日当たり8,200円以内で裁判所が定める額	
				鑑定人，通訳人等	1日当たり7,800円以内で裁判所が定める額	
	23条	8条	宿泊料	甲地	1夜当たり8,700円以内で裁判所が定める額	
				乙地	1夜当たり7,800円以内で裁判所が定める額	
	26条		鑑定料，通訳料等	裁判所が相当と認める額		
	20条1項前段		調査嘱託に基づき調査をした団体等，又は鑑定嘱託に基づき鑑定をした法人等に対する給付	裁判所が相当と認める額		
20条1項後段		訴訟上の特別代理人に対する給付	裁判所が相当と認める額			
		郵便による送達をした郵便官署に支払う郵便料				
		各種の書類を郵便で送付したときの郵便料				
	11条1項2号		裁判所外での証拠調べに当たり，裁判官，書記官に支給する旅費及び宿泊料	証人の例により算定したものに相当する額		
4号		6条 7条 8条	当事者等が裁判所が定めた期日に出頭するための旅費，日当，宿泊料	証人に支給する旅費，日当及び宿泊料の例により算定した額		
5号		6条 7条 8条	代理人が裁判所が定めた期日に出頭するための旅費，日当，宿泊料（当事者等が呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）	証人に支給する旅費，日当及び宿泊料の例により算定した額（当事者等が出頭した場合の額をこえることができない。）		
6号		2条	訴状その他の申立書，準備書面，書証の写し，訳文等の書類の書記料	函面以外	用紙1枚150円	
				函面	用紙1枚300円	
7号			訴状その他の申立書，準備書面，書証の写し，訳文等の書類の提出費用	提出1回につき，第一種郵便物の最低料金 + 書留料		
8号			官庁等から書類の交付を受けるために要する費用	手数料額 + 交付1回につき，第一種郵便物の最低料金の2倍の額		
9号		3条	訳文の翻訳料	外国語 日本語	訳文1枚1,600円	
				日本語 外国語	原文1枚3,000円	
				その他	裁判所が相当と認める額	
10号			文書又は物の裁判所への送付費用	通常の方法により送付した場合の実費額		
11号			付添弁護士等の報酬及び費用	裁判所が相当と認める額		